

令和6年第1回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和6年3月7日（木曜日）午前9時01分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第3号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第4号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第5号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第6号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第7号議案 幸田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 第8号議案 幸田町情報公開条例の一部改正について
- 第9号議案 幸田町犯罪被害者支援条例の制定について
- 第10号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
- 第11号議案 幸田町生涯現役館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第12号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
- 第13号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策条例の廃止について
- 第14号議案 幸田町中傷企業振興基本条例の制定について
- 第15号議案 幸田町水道事業給水条例の一部改正について
- 第16号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例及び幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第17号議案 町道路線の認定及び廃止について
- 第22号議案 令和6年度幸田町一般会計予算
- 第23号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計予算
- 第24号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計予算
- 第25号議案 令和6年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第26号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計予算
- 第27号議案 令和6年度幸田町水道事業会計予算
- 第28号議案 令和6年度幸田町下水道事業会計予算
- 日程第3 予算特別委員会の設置
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君

7番 田 境 毅 君 8番 石 原 昇 君 9番 都 築 幸 夫 君
10番 黒 木 一 君 11番 廣 野 房 男 君 12番 稲 吉 照 夫 君
13番 笹 野 康 男 君 14番 丸 山 千 代 子 君 15番 鈴 木 久 夫 君
16番 藤 江 徹 君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君 副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 池 田 和 博 君 企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 君
総 務 部 長 林 保 克 君 参 事 (税 務 担 当) 稲 熊 公 孝 君
住 民 こ ど も 部 長 三 浦 正 義 君 健 康 福 祉 部 長 山 本 晴 彦 君
参 事 (健 康 保 健 担 当) 金 澤 一 徳 君 環 境 経 済 部 長 鳥 居 靖 久 君
建 設 部 長 内 田 守 君 上 下 水 道 部 長 石 川 正 樹 君
消 防 長 小 山 哲 夫 君 教 育 部 長 菅 沼 秀 浩 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 大 須 賀 龍 二 君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 林 保克君 登壇〕

○総務部長（林 保克君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付をさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

〔総務部長 林 保克君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ただいまの出席議員は16人であります。定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長（藤江 徹君） 本日、説明のため、出席を求めた理事者は14人であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 都築幸夫君及び10番 黒木 一君を指名いたします。

日程第 2

○議長（藤江 徹君） 日程第 2、第 3 号議案から第 17 号議案までの 15 件と第 22 号議案から第 28 号議案までの 7 件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第 55 条及び第 56 条の規定により、1 議題につき 15 分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第 3 号議案の質疑を行います。

14 番、丸山千代子君の質疑を許します。

14 番、丸山君。

○14 番（丸山千代子君） 第 3 号議案につきましては、昨年の 6 月に国において、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関することで成立をしたものでありますけれども、この行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部を改正する法律というものであります。それで、お聞きをするわけでありますけれども、この特定個人番号利用事務とそれから利用特定個人情報とは、これについて詳しくお答えください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回の改正の内容ですけれども、マイナンバーの利用が認められている事務につきまして、これまでは番号法の別表第 2 に規定をしておりましたけれども、これが廃止となりまして、主務省令に規定するという事で情報連携を可能とするという改正があつて、それを受けて、今回特定個人番号利用事務それから利用特定個人情報につきまして、条例の中で定義をさせていただいたものでございます。これまでの番号法の別表第 2 には、項目欄の中に事務という言葉とそれから特定個人情報、事務はどういった事務に使うことができるのかということと、それから、特定個人情報はこういった情報を提供できるのかという、そういったものでございますけれども、この主務省令に委ねるということになりまして、これまで事務と記載をされていたものが特定個人番号利用事務、それから、これまで特定個人情報と記載があつたものが利用特定個人情報というふうになりまして、主務省令のほうで規定をすることになりましたので、今回条例で、これまで番号法を引用しておりましたけれども、その用語が主務省令のほうに記載をされることになったものですから、今回の条例の中で定義をしたものです。この特定個人番号利用事務ということにつきましては、これは番号法の第 19 条第 8 項に規定をするものでありまして、個人番号を利用する具体的な事務手続を定めたものでございます。利用特定個人情報につきましてですけれども、こちらのほうは情報提供ネットワークシステムです。マイナンバーを関連づけられた個人情報を関係機関の間でやりとりするネットワークによる情報システムでございますけれども、これを利用して情報照会を行う具体的な事務手続や情報提供する特定個人情報の内容を定めたものでござ

います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） ネットワークを通じて特定個人情報をやりとりできると、自由に問合せがなくても見ることができるというようなものでありますけれども、それでは、この特定個人情報とは何を指すのか、どのようなもの何種類に当たるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 答弁をお願いします。

企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 特定個人情報とは、マイナンバーを含めました個人の情報についてです。何種類ということにつきましては承知をしておりますので、後ほど調べてお答えをいたします。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 特定個人情報はかなりのものに当たるわけであります。たしか20種類ほどあったかというふうに思うわけでありますけれども、これがネットワークを通じてやりとりができるということになってくれば、どういう危険性があるのかと。そういうこともやはり考えていく必要があるのではないかというふうに思うわけであります。そこで、稼働予定の戸籍情報連携システム、これとの関連はどうかということであります。先ほど言われましたけれども、これは市町村の担当者が、同一市町村の戸籍担当部局を通してこういう請求することができるようになることであるというふうにお聞きをしているわけでありますけれども、先ほどの説明のように、このようなシステムが拡大をすることによって情報漏えいの危険性、この辺のところはどうかということでありますけれども、関連性についてお答えください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律が施行されまして、法務省の戸籍情報連携システムと連携することによりまして、本籍地以外の市町村窓口でも戸籍謄本、除籍謄本又は改製原戸籍が請求できるという広域での交付制度が始まっております。このシステムの連携によりまして、本籍地以外での市町村の窓口におきまして戸籍の届出等を行う場合に、提出先での戸籍の確認ができることとなりましたので、これまでのような戸籍証明等の添付が原則不要となっております。なお、戸籍情報連携システムにつきましては、このマイナンバーとの情報連携によるシステムではなく、法務局ネットワークにおけるシステム運用ということで、これとの関連は今のところはないというふうに承知をしております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） はい、分かりました。それで、マイナンバーの利用の範囲の拡大ということでありますけれども、幸田町役場の中において、このネットワークができて、そして、情報をお互いに利用できるということで事務の省略化ができると、こういう内容かというふうに思うわけでありますけれども、マイナンバーの利用の拡大が続くと、このマイナンバーには相当数の情報が蓄積をされております。また、マイナンバーカードをめぐる紐づけ、誤り、大量の個人情報の流出など非常に問題になってきておるわけ

でありますけれども、これがまだまだ解決していない状況であります。それに対しての町としてはどのようにセキュリティーを強化をしながら、個人情報の流出を防いでいくのか。この辺の確立が行われているのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） これまでマイナンバーの利用に関しましては、社会保障制度、税制及び災害対策のこの3分野での利用ということになっておりましたけれども、コロナ禍を経まして、このマイナンバーを活用して利用推進を図るという国の方向性が示されております。例えば具体的には、理容師・美容師こういった方々ですとか、建築士の方等の国家資格等、こういった許可に関する事務におきましてマイナンバーの利用を可能とするものでございます。具体的には、こういった今まで書類、本籍が記載をされている例えば住民票の提出が必要であったとか、そういったようなことがこの改正後にはマイナンバーカードを使ってオンラインの申請ができるというふうに、住民の方々の利便性を向上させるという国の方針に基づいた内容でございます。幸田町のほうといたしましても、この住民の利便性向上という部分に関しましては国の方針に従ってまいります。また、セキュリティーに関しましては、国のセキュリティー対策等をしっかりと確認をいたしまして、町も情報漏えいですとか、そういった誤りがないということを徹底してまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISに全て情報が蓄積をされ、それが今までも情報が流出をしてきた。そして、また紐づけに当たっては、他人の情報が紐づけされる。こういうようなことが多く起こってきております。そういう中で、国のほうにおいても検証しながらやられているわけではありますが、まだまだ解決していないものでありますけれども、こうした問題について、それが保証されるのかと。サービスの増進につきましては別に反対するわけではないわけですが、しかしながら便利になることによって、より一層危険性が増してくる、こうしたものではないかと危惧するわけではありますが、その辺についてはどうお考えなんでしょうか、お伺いします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 情報漏えい等そういったことがあってはならないというふうには思っております。国の方針に従いまして、3分野以外でもコロナ禍を経て、デジタルを活用してマイナンバーカードを使って住民の利便性を高めるということは、幸田町も国の方針に従ってやっていかなければいけないことだというふうに思っております。先ほど申し上げました利用の範囲の拡大につきましても、この具体的な事務については、国のほうでも法令又は条例で定められた範囲に限定をしておりますし、その正当な行政目的の範囲内であるということはいまでも変わっておりませんので、こういった部分については問題はないというふうには思っております。セキュリティーの対策といたしましては、これまでもいろいろな項目でセキュリティー対策がとられているわけですが、まず国の情報ですけれども、一元管理をしているということではなくて、情報はそれぞれ管理に当たっては各機関で管理をしている、個人情報はいまでもどおりそ

の機関が管理をして、必要な情報を必要なときだけやりとりをするという分散管理の仕組みになっております。ですので、全ての情報が一元的にどこかに管理をされているということではないという、そういうセキュリティーの対策がとられているということもございます。

それから、現在セキュリティー対策の強化といたしまして、マイナンバーカードは不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが自動で壊れる仕組みの高いセキュリティーを持っております。このICチップは、税や年金等のプライバシーの高い情報が記載をされておらず、読み取りに必要な4桁のパスワードは3回間違えると、その場合はロックがかかり、本人が手続をしないとロックが解除されないという、そういった仕組みにもなっております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第3号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第4号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第4号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第5号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今、町民の皆さんにおかれましては、未曾有の物価高騰、これで町民生活が大変深刻な影響を受けている状況であります。しかも賃上げはなかなかされない、こういう状況の中で今回の議員の議員報酬の引上げ、これが理解が得られるかどうかということでもありますけれども、その辺についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 議員がおっしゃるとおり、厚生労働省が2月6日発表した2023年の毎月勤労統計調査、こちらにおきましても実質賃金は前年比2.5%減ということでありまして、物価高騰に賃金上昇が追いついていない状況が続いております。町民生活にも深刻な影響を与えるということは承知をしているところでございます。そんな中、この引上げということでございます。審議会におきまして、近年の物価高騰にもかかわらず賃上げがなされていない、今申しました事情があるという中、それを踏まえつつ一方で、近年の物価高騰による影響については、本町の特別職の生活にも少なからず影響を及ぼしている状況があるのではないかとことを考えまして、様々な側面から検討が行われてきたところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 議会におきましては、前回の選挙の結果を受けて、成り手不足、この検討を進める中で議員の報酬におきましては引き上げる必要はないと、現状のままですと、こういうような結論に至ってきております。そういう状況の中で、今回は特別職の生活に与える影響も大きいと、こういうことで議員の報酬も連れだって1%上げようじゃないかと、こういうようなことだったのかというふうに思うわけでもありますけれど

も、そうなんですか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 本日お配りした質疑事前要求資料、こちらのほうにも記載のほうをさせていただいております。2ページの第2回の各委員からの意見ということを要約をさせていただいております。それで、この中で物価高騰による打撃が大きいのは、町長、副町長、教育長よりも、それらの職よりも、そもそもの月額の高い議員である。全員一律の引上率にすると議員の引上額が低いと感じる一方で、県内町村では議員の報酬月額の高さが1位であるという状況もあり、この点では悩ましいと感じる。こういった御意見も頂いておる中で、やはり、物価高騰の影響を受ける議員の方の報酬を引き上げるかどうか、そういった御審議もお願いしていくという流れの中で行ってきたものがあります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 議会のほうでは、前年前に議員報酬を引き上げる必要はないということが上がってきたと。しかも、県内でトップクラスの議員報酬に当たるといふ。しかしながら、町村における議員報酬にあっては、やはり、市に比べると断然低いという中でこれはどうなのかと。こういう議論もいろいろと進められてきましたけれども、しかしながら、今の状態ではやっぱり引き上げるべきではないというような議会側の判断もあったわけでありまして。確かに報酬審議会の中ではいろいろな意見が出たかというふうに思うわけでありましてけれども、しかしながら、現在町民が置かれている状況はどうかという、先ほども答弁でありましたように、実質賃金は上がらない物価高騰の中で大変な生活を強いられている、こういう状況の中で議員も上げていいのかといったらどうなんですか。やっぱり、これは理解が得られないんじゃないかというふうに思うわけでありまして。議員の報酬におきましては、平成20年から引き上げてはいないわけでありまして。これは全国どこでも大体、愛知県の中では本当にトップクラスなんですけど、全国の中では町村の議員報酬が20万少ししかないとか、いろいろ言われている中で、成り手不足とかいろいろなことで議員報酬をどうしようかと、こういういろいろな議論がされておりますが、しかし、今回なぜこの状況の中で引き上げるのかというのは、私はやっぱり納得がやまいけないというふうに思うわけでありまして。

それで、計算をしてみました。議員報酬の引上げによるアップ額、議長におきましては年間6万7,720円、ほかの15人の議員におかれましては総額が76万1,850円、合わせて82万9,570円の引上げ、16人分で引上げになるわけでありまして。このような状況の中で、やはり、これから議員の報酬は考えていかなければならないわけでありまして、今回の引き上げることには私は納得がいきません。そこで、この報酬審が妥当と答申したことについてどう思われたのか。また、なぜ諮問をしたのか。これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 議員がおっしゃるとおり、町民の方々の置かれている状況というのは大変なものがあるということは承知をしているところでございます。また、今回の審議会の中で、委員の方からも引き上げることはよしとするという、最初の第1回目

の審議会ではそういうお話をいただいたわけですが、その前提として、やはり町民感情、財政的な影響を考慮してくれと、その理解の得られる額で決定をしていくべきだというような御指摘もいただいたところでございます。その中で、特別職報酬等審議会のほうに諮問したということの流れでございます。国において一般職の国家公務員の給与改定に準じまして、特別職の国家公務員の給与が改定、引上げをされております。こうした、これは人事院勧告等に基づくものが影響しているわけございまして、基本的には人事院勧告に基づく給与改定に合わせていくことを原則、これが考え方の基としてあるわけでございます。コロナ禍も一応の収まりを見せまして、物価高騰は続いてはおりますが、一方では明るい兆しも随所に見えております。経済状況も変わってきております。こうした中で、この社会変化に適正に対応していく必要もあるのではないか、財政状況等も含めいろいろな観点から今この時期に委員の方から率直な意見を頂くために御審議をいただくというような運びとなったものでございます。議員報酬につきましては、大変厳しい意見があることは重々承知をしているところでございます。

報酬審のほうで妥当と答申したことにつきましては、第1回報酬審、これが11月の29日に行われております。まず、ここでは引上げについて異論がないというような御意見を頂きました。十分な時間かどうかは分かりませんが、その後、第2回の報酬審12月19日に、再度このことに関して持ち帰っていただき、委員の方々に十分考えていただくお時間を取っていただきました。その中で第2回目では、引き上げるのはいいけれども何%引き上げたらいいかなというような観点から審議がされ、最終的にこの引上げの形になったものであります。近年の物価高騰等の中で特別職の給料、報酬が変わってないということを鑑みまして引上げということに至ったものでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 平成20年のときですけれども、このときはその前が議員定数の削減でした。議員定数削減のときは、別に上げるために議員定数を削減するんじゃないよということを言われながら、その後1年もたたないうちにすぐ28万から30万円に引上げを図ったわけでありまして。それ以降、県内の町村ではトップクラスということでもずっと同じ状況が置かれてきたわけでありましてけれども、今回、前年度に議会の中のほうから引き上げる必要はないというようなことを結論づけたことでありますけれども、それが1年たった後すぐ引上げということは、これはやっぱり町民感情からいっていかがかということではなかろうかなというふうに思いますので、その辺のところは重々お含みおきいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 審議会の方からは、この引上げということの意見を頂いたわけですけれども、単に特別職の議員の報酬を引き上げることを決定しただけではなく、今後町民が不公平感を感じることをないよう、町民の方々に対して特段の配慮等を行い、町政の推進に当たりましては経費の支出を極力抑制し、町民負担を増やさないようにされることを希望するというような厳しい御意見も頂いておりますので、この点も踏まえ町政に当たっていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、6番、岩本知帆君の質疑を許します。

6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 議員報酬の値上げについて、ほかの町村で議員の報酬の値上げ等があったんでしょうか、状況を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 令和6年の4月1日付で、特別職の報酬月額及び給料月額、これは合わせましてですけれども、引き上げる改定を予定している愛知県内の町村につきましては、阿久比町、南知多町、豊根村がございます。なお、直近のほうで令和5年4月1日付で、東郷町が特別職の報酬月額及び給料月額を引き上げる改定を行っております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本知帆君の質疑は終わりました。

以上で、第5号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第6号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回、町長、副町長の給与を引き上げるというこの条例改正でありますけれども、そもそもこれがなぜ起こったかといいますと、これは特別職の国家公務員の給与、これを改定をするというようなことで、それに乗じて引き上げられるというものでありますけれども、国におかれましては総理大臣の給与引上げ、これについて相当な異論がございました。そういう中で、岸田総理は国庫に返還をするということで行ってきたわけでありまして、こうしたことが、やはり、これは国民感情ではなかろうかというふうに思うわけでありまして。幸田町にあっては、これが町民感情にどう影響するののかという問題であります。そうしたことについて理解が得られるのかということでもあります。町長の引上げに当たっては1.03%、それから副町長も1.03%の引上げとなってきておりますけれども、こうした町民の理解についてはどのようにお考えなのか、報酬審だけではなくて町民感情はどのようなものなのかということでお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 今回の町長、副町長の給与、こちらのほうの引上げということですが、先ほどおっしゃられました内閣総理大臣、0.3%という中で返上というような話も出ていた中で、今回の質疑事前要求資料の1ページの一番下の欄にございます、内閣総理大臣と町のトップとでは金額の桁が違う、内閣総理大臣は0.3%の引上げでも切りのよい数字になるが、町のトップではそうはならない。切りのよい上げ幅がよいということがございます。金額といたしましては0.3%という形になると、やはり数百円というような単位になってくるわけでありまして、そうした観点からも審議会ではいろいろな意見が出されたということがございます。町民感情等につきましては先ほどから申し上げておおり、やはり、町民の方々が不公平感を感じないよう特段の配慮を行う必要がございます。それから、町政推進を、その恩恵を受けられていない方、そういった方に寄り添う施策、町民生活を守るための施策、こういったものは

この引上げとは別に推進をしていく必要があるというふうには思っているところでございます。財政的な面も御心配をいろいろいただいております、そういったことをしっかりと町民の方に示しながら、この引上げについての御理解を得ることが必要だというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回の条例改正に当たっては、国家公務員の特別職の取扱いに、これに準じていいタイミングだと、引き上げるタイミングがいいということで引上げをしようということで報酬審にかけられたのではないかというふうに思うんですけども、この辺はいかがなんでしょうかということと、今回議員の報酬の引上げ、それから教育長のほうも給与の引上げがなされるわけでありましてけれども、やはり、こうした機会を狙いながら引上げを図っていくということの中で、何度も言いますけれども、やっぱり町民感情というものをもっと大事にしていくべきだと思うわけでありまして。引上げ幅の金額的に言えば、大きく町政に影響するような額ではないかもしれませんが、しかしながら、一般的な皆さんの実質賃金は上がらない、こういう状況の中で引上げを図っていくというのはどうかと思うわけでありまして。そこで、お聞きするわけですが、幸田町の町長、副町長、これは県内の中ではどれぐらいの引上げになるのか。16町村ありますけれども、この中ではどういう位置になるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 参考までに県内の市を除いた町村、16町村ございます、この比較では、町長の給料月額が7位、16町村のうち7番目、副町長の給料月額は10番目、教育長は参考までに、給料月額は9番目ということでございます。これでよろしいでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今の順位は、引き上げてこれぐらいになるということなんでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 失礼いたしました。これは引き上げる前のものがございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） そうしますと、県内の16町村の中で、今回令和6年度に引上げを予定をしているというのは、先ほどの答弁でございました阿久比町、南知多町、豊根村、ここがどれだけ引き上げるか分かりませんが、この16町村の引上げ後は、幸田町の町長、副町長、それから教育長、そして、また議員についてはどれぐらいの順位になるのかお答えください。分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 現在この特別職の給料月額につきましては、この引上げという情報は頂いておりますが、まだ議会等の中で審議中というようなところもあるのかなというふうに考えておりますので、その順位等々につきましてはここでは答弁はできないというふうに考えております。なお、先ほど町では3町が引き上げるということでございます。これは正式な額は言えませんが、幸田町の町長、副町長の額よりも多い

か少ないか、これは多いところもあれば少ないところもあるということでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回の引上げに当たって、町長それから全体ですね、3議案において120万2,030円が年間でアップになるわけであります。金額的にはあっと驚く金額ではないかもしれませんが、やっぱり引き上げという行為そのものが今の状況に合っていないということではないでしょうか。それと、やはり今まで据え置いてきた結果がこのような、この状況の悪いときの引上げになったということでもありますけれども、やはり、これは私は状況に合わせて見直していく、そういうことはやっぱり必要だというふうに思うわけであります。ずっと据え置いていくというのも、これは時代に合いませんし、そういうこともあるかというふうに思いますので、その辺のところは報酬審議会できちんと毎年諮問をしながら、そして、やっぱりこのタイミングを合わせて引上げを図っていくと、こういう国全体の状況を見ながらやっていくと。こういうことをきちんと位置づけをしていくことが大事じゃなかろうかなというふうに思いますので、その辺のところもお考えいただきたいなというふうに思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 先ほどの町長、副町長の給与の順番ということが今確認ができましたので、例えばほかの町のほうもこういった形で提案されているところがあるわけでございますが、引き上げた後の順位も同順位となるというようなことで確認をしているところでございます。

それから、経済情勢、状況等に応じて審議会のほうの開催をとということでもございました。審議会のほうは、審議会の案件としましては、毎年ほとんど行われている人事院勧告、この案件は対象となりませんが、随時年1回はそういった情報提供という形で開いているというふうに認識をしております。そうした会の中で、特別職の給与の形がどうあるべきかというのをしっかりと審議といいますか、お話を委員の方からいただくようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、6番、岩本知帆君の質疑を許します。

○6番（岩本知帆君） 先ほど議員報酬のほうでは、2町と1つの村のアップがされる予定と聞いたんですけれども、町長、副町長のほうで考えると、そのほかの市町村でも上げる予定等がありますでしょうか、教えてください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 先ほど議員の報酬につきまして、お答えをさせていただきました。幸田町長、副町長につきましても、給与につきましても、先ほど申し上げた内容と同じでございます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。

次に、今日頂いた資料のほうのまとめのほうでも引上げ率を1%とされと書いてあると思うんですけれども、1%のアップで考えますと、町長ですと8,600円、副町長

ですと6,700円だと思うんですが、それを9,000円、7,000円で1,000円単位にしてるかなと思うんですけれども、100円単位を切り上げた理由を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 先ほどの議員の報酬のような1%ピタリというわけにはいきませんでした。引上げ額につきましては、切りのよい数字にしたほうがいいのではないかなという審議会の委員の方からのお話もございました。結果的に、切上げ、切下げという形で行っておりますが、最終的な金額は引上げ率を1%程度とした上で審議会にて判断された結果というふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本知帆君の質疑は終わりました。

以上で、第6号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第7号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第7号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第8号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回の幸田町情報公開条例の一部改正についてでありますけれども、改正の経緯の中に開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合における諮問はというふうにありますけれども、この不作為という、これについてどういうものなのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 不作為という行為でございます。一言でいいますと、行政庁の不作為、これは法令に基づく申請等に対しまして、何らの処分もしないことというふうに規定をされております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 情報公開をしても、ほかっておいたということなんですよね。これが今回は改正をされるということでもありますけれども、これは情報公開の権限の拡大になるのかということでもあります、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） この不作為という行為につきましては、不作為についての審査請求というのが認められているところでございます。ただ、この行政庁の不作為というのはあってはならないことというふうには当然考えているわけでございます。後段の議員が言われました情報公開の権限の拡大化ということもございますが、この不作為等とはこれは切り離して考えるものでございまして、不作為とそれが直接関係しているものではございません。昨年、令和5年4月1日施行、幸田町情報公開条例、この条例の一部改正によりまして、開示決定又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合における審査会というものがございまして、こちらの諮問について行政不服審査法の規定に基づき行うこととし、この諮問につきましては町長部局のみが行うということの改

正を行わせていただきました。その後、1年近くが運用してからたっておるわけですが、町長部局以外の開示決定に関する権限を有する行政機関、これは教育委員会、選挙管理委員会等々、議会につきましてもあるわけですが、さきの一部改正により不都合が生じたため、この行政文書の開示に専門的知見を担保するため、以前の条例の状態に戻したいということでこの改正を行わせていただくものであり、情報公開の権限の拡大ではございません。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） このほったらかしにしておいた1年間の中で、そうした情報公開に基づく行政不服審査があったのかどうか、その辺について何件あったのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 確認をさせていただきますが、審査請求が何件あったかということでもよろしいでしょうか。はい、正確な数字は今手持ちに持っておりません、申し訳ございません。ただ、この審査請求につきましては、すみません、はっきりとした答えがここでは申し上げることができません。すみません。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回の条例改正において、今まで町長部局のみであったものが、いわゆる教育委員会やそれから議会など、ほかのところの部局においても情報公開請求できると、こういうように拡大をされたということで、ほったらかしにしないよということで理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） これは元の状態に戻すということでございまして、運用していく中で、町長部局以外の部局が、やはり、事務的にその中で完結するというのは難しいものがあるということでございまして、専門的な御意見を頂いた中で処理を進めていきたいという考え方の中でこの拡大をしていきたいということのお願いでございまして。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第8号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、企画部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 3号議案におきまして、丸山議員から御質問いただきました特定個人情報は何種類あるのかということにつきまして回答をさせていただきます。

住民情報システムの標準化システムが18、また、標準準拠システムが6の合わせて24業務ございます。よろしくお願いたします。

○議長（藤江 徹君） 併せて、総務部長からも発言の申出がありましたので、発言を許し

ます。

総務部長。

- 総務部長（林 保克君） 先ほど、第8号議案 幸田町情報公開条例の一部改正についてにおきまして、丸山議員からいただきました質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

審査請求の数でございます。今年度、町長部局が1件、教育委員会部局が1件、合わせて2件でございます。よろしく願いいたします。

- 議長（藤江 徹君） 次に、第9号議案の質疑を行います。

2番、吉本智明君の質疑を許します。

- 2番（吉本智明君） 第9号議案についてでございます。今回、犯罪被害者等支援条例については初めて制定をされるわけですが、この犯罪被害者支援については、今まで愛知県である県警及びその支援団体が行っていたと私は承知しております。そこで、県内市町村でこのような市町村が行うその条例の制定というものについて、どこの市町がいつ制定をしておるのか、あったら教えてください。

- 議長（藤江 徹君） 総務部長。

- 総務部長（林 保克君） 愛知県内市町村におきましては、5つの市で同様の条例が制定されております。制定済みの自治体及び施行日でございますが、施行日の早い順から、名古屋市が平成30年4月1日、大府市が令和4年4月1日、知多市が令和4年12月23日、東海市が令和5年9月1日、そして一宮市が令和5年12月21日施行となっております。なお、岡崎警察署管内である岡崎市でございますが、本町と同様、令和6年4月1日施行に向けて準備を進められております。

- 議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

- 2番（吉本智明君） 県内では5市が既に制定されておると、岡崎警察署管内の岡崎市においては、本町と同様にこの4月1日からの施行であるということを理解しました。

そこで、犯罪被害者に対する問題でございますが、愛知県は、平成16年施行の愛知県安全なまちづくり条例において犯罪被害者支援を行っていたと私は承知しております。そこで、愛知県が一部改正で犯罪被害者等支援に対する条項、これを削除して、新しく愛知県犯罪被害者等支援条例を令和4年4月1日施行で行っているというふうに承知しております。この愛知県の動き、制定理由など、分かりましたら教えてください。

- 議長（藤江 徹君） 総務部長。

- 総務部長（林 保克君） 愛知県におきましては、令和3年3月に策定をしております、あいち地域安全戦略2023、この計画期間は2021年から2023年でございますが、この中で犯罪被害者等への支援の強化に向けた条例の制定というものを盛り込んでおきまして、犯罪被害者等への支援についてさらなる充実強化を図るため、犯罪被害者支援に特化した条例を制定されたものでございます。

- 議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

- 2番（吉本智明君） さらなる充実強化を図るためということで承知をいたしました。

そこで、県条例が制定されて、今回本町が条例制定するわけですけれども、内容を見ますと、よく似た内容であるなど感じるわけでございます。町が制定する必要性等なぜ

でしょうか、お答えください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 愛知県の条例におきましては、本町と同様に、犯罪被害者等支援に係る理念を定める条例でございます。基本理念、県や県民等の責務、支援に関する指針、県の行う支援策等、全21条から成る条例となっております。本町条例との違いにつきましては、条例に定める支援策等に違いがあり、県条例は、愛知県及び県内の住民等の役割や県の実施する支援策について定めるものであるため、本町の役割につきまして、本町の条例に定める必要がございます。条例を定めることで、犯罪被害者等支援に係る本町の取組姿勢、役割について明確に示していくものでございます。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） 本町の犯罪被害者等に対する役割を明確に示すということですが、犯罪被害者の把握というものはどのように行うのか、これは積極的に情報を取りに行くのか、それとも受身で待つのか、県からの情報提供、こういったものは頂けるのかどうかお答えください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 犯罪被害者等であることの把握についてでございます。警察におきまして、犯罪被害者として認定されているかどうかで確認を行うこととなります。警察また愛知県に対しまして、本町における支援が必要な相談があり、本人の同意がなされた場合につきましては、本町への情報提供が行われてくるというものでございます。犯罪被害者におきましては、支援や情報提供を望まない方もいらっしゃいます。本人の意向に沿った対応が重要となりますので、プッシュ型の支援は予定をしておりますが、どこに相談に行ったらいいのかわからないということのないよう相談窓口の充実を図り、支援を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） 非常にこの犯罪被害者というものについてはデリケートな問題だと考えております。しっかりと相談をできる体制として、この7条に相談窓口のことが書いてあります。それから、8条においては経済的負担の軽減と、そういったことが書いてございますが、具体的にどのような形で行われるのか、また支援の内容についてちょっと詳しく分かりましたら教えてください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 第7条の犯罪被害者等支援を行うための窓口でございますが、総務部防災安全課に設置をいたします。第8条におきまして、経済的負担の軽減というものがございます。犯罪被害者等は、身体的・精神的被害だけでなく、医療費の負担、収入の途絶などの経済的負担が発生し、日常生活に大きく支障を来すことがあるため、町がその負担の軽減を図るために必要な支援を行っていきたいというふうに考えております。具体的に申し上げますと、遺族への支援金こちらが30万円、重傷病の支援金こちらが10万円、精神療養支援金2万5,000円の支給につきまして、これは別に要項の中で定めていきたいというふうに考えております。なお、瀬戸市、犬山市、扶桑町につきましては、犯罪被害者等支援条例を制定していないものでありますが、見舞金や

支援金といった形で犯罪被害者への経済的支援を行っております。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本君。

○2番（吉本智明君） 支援内容を要項で定めてやるということが確認できました。また、この条例を定めなくても支援をやっている市町もあるということも確認できました。

最後に、令和6年4月1日以降とございますが、この対象者について、施行日以降に発生した犯罪における被害者であるという認識でよろしいかお答えください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 議員がおっしゃられるとおり、支援対象となるのは、令和6年4月1日以降に発生した犯罪における被害者等となるものでございます。

○議長（藤江 徹君） 2番、吉本智明君の質疑は終わりました。

次に、14番、丸山千代子君の質疑を許します。

○14番（丸山千代子君） 犯罪被害者等への独自の支援策でありますけれども、この犯罪被害者等にはDV被害も含まれるのかどうか、まず確認のためにお聞きをいたします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） DV被害も含まれます。条例の第2条におきまして、犯罪等を定義しております。犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為ということでございまして、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為に該当するとして、支援の対象となるというものでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） DV被害につきましては、なかなかこれが認識されない場合もあるわけでありまして。そうした状況の中において、やはり、この認定が難しい場合はどうするのかということでありまして。また同時に、今、愛知県の中でも同性パートナーを明記をするというような方向のようでございますけれども、今回の幸田町の中にはそれも含まれるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） DV被害につきましては、なかなか認定が難しいということは認識をしているところでございます。このDV被害につきましても、過去にもいろいろと最初は認定されていなかったが、後で3年後に認定されたとか、そういった例が大府の公安委員会等でもあったというふうにならばちょっと調べております。この認定につきましても、やはり、警察のほうで確認をさせていただいて、しっかりとした形で確認をしてから町のほうで対応していきたいというふう考えております。

それから、同性パートナーの件でございますが、そちらにつきましても、この条例の中では詳しく定めておりませんが、該当するものとして要項等の中で規定をして、対応していくという考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） それから、相談体制についても明記されているわけでありましてけれども、この辺の体制づくりというのはどのようにされていくおつもりでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 先ほど御質問があったことに対しまして、総務部の防災安全課

に窓口を設置してまいります。相談体制につきましてはそのような形なんですけれども、さきのDV被害、これ等々で身の危険が伴うこともございます。こうしたケースもございますので、相談に当たります場合は、本人の同意がある場合は警察、愛知県などの関係機関へ速やかにつなげていくということをしていきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 経済的負担の軽減につきましては、支援金については先ほどの答弁で分かりました。そのほかに経済的負担の軽減、支援金の支給だけじゃなくて、ほかの支援というものについてはどのようなものが考えられているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） まずは当座必要なお金ですね、こちらのほうは国もあります、それから県もあります、それから町も行っていきたいというふうには思っております。それから、支援体制につきましては、先ほど申しましたように、支援や情報提供を望まない方もいらっしゃいますので、本人の意向に沿った対応をしっかりとしながら、まずは防災安全課で受け止める、それから、先ほどのDV等々であれば愛知県にも窓口がございます、警察にもございます、それから支援団体、こうした団体にもそういった窓口がございますのでしっかりと、これは町の窓口もいろいろあるかと思っておりますので、あらゆる窓口に必要な限りそういったところへしっかりとつなげる、そういう役割を果たしていきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） とりわけDVにおきましては、即避難というようなことにもなりかねないわけでありまして。そうしたときに、幸田町にはそうした入居する公営住宅というものもないわけですし、また空きもないという状況の中で、あるいは大きなところの市においては、そうした被害者の方の入居する施設もあるわけがございます。そうしたときに、やはり、これを速やかに保護するため、そういう体制づくりもきちんと県と共有しながらやっていただきたいなというふうに思うわけですが、そうした連携システムをきちんと位置づける、それを確立していただきたいということでございますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 先ほどの住宅の関係におきましては、例えば配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先入居というような制度が愛知県についてございます。こちらのほうの窓口のほうもしっかりと確認をしておりますので、こうしたところへしっかりとつなげていくという姿勢をもって速やかに進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、1番、藤本和美君の質疑を許します。

○1番（藤本和美君） 1番の窓口と相談支援内容については、先ほどの答弁で理解しましたので省かせていただきます。

条例の中に経済的負担の軽減を図るために必要な支援を講ずるとありますが、国も県も共に支援金や給付金がある中で、わざわざ町が行う理由、制定する理由を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 経済的負担の軽減ということでございます。町が支援金の支給を行うことによりまして、町として犯罪被害者に寄り添う姿勢、こちらのほうをまずは示していきたいというふうに思っております。それから犯罪被害者、当事者におきましては、居住する自治体によって差があるということは、やはり、望ましくないというふうに考えておりまして、愛知県下で既に支援を行っている他市と同様の支援、こちらのほうを行っていくことは当然必要であるというふうに考えております。条例が制定されているところ、されていないところとでは既に支援の格差が生じておりますので、こちらのほうの解消をしたいということで考えております。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） このような犯罪被害者の支援というのは、私も知らなかったのですが国や県もやっていて、これから町がやっていくことに関して町民の皆さんにどのように周知していくか教えてください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） この犯罪被害者等支援の経緯、動き等につきましては、1981年、国が犯罪被害給付金制度を導入したことから、これが発端となっておりまして、2004年に犯罪被害者等基本法というものが成立をしております。それで、さらに加速したのが京都アニメーション放火殺人事件、こちらのほうが2019年に発生をしております。国、県、警察等による支援の動きが加速してきたということでございます。さらに国は、令和5年6月、昨年6月の犯罪被害者等施策推進会議におきまして給付金を大幅に引き上げる、こうした方針も示されているということで、全国的にこの犯罪被害者支援の動きは増しているということでございます。

周知方法につきましては、広報、町ホームページはもちろんでございますが、支援窓口や支援メニューを掲載をしております愛知県で作成した犯罪被害者支援ハンドブック、これがございます。こちらのほうにいろんな情報が載っております。こちらのほうで周知をしまいたいというふうに思っております。それから、また、さらに関係機関、警察、県、支援団体、当事者団体というものもございまして、こうした方々を含め支援の輪を広げていきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本和美君の質疑は終わりました。

以上で、第9号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第10号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第10号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第11号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 昨年の12月議会におきまして、高齢者ふれあいプラザが廃止をされました。今回、新たにシニア・シルバー世代サポートセンター、ここを入居をさせるために、その事務所とするために新たに今回は生涯現役館ということで名称を変更をし、そして高齢者等の生きがいや健康づくり、そして講習会などを実施をします。事業がない場合は、ふれあいプラザのときと同じように高齢者が気軽に立ち寄ることができる施設とするというような、いわゆるカラオケはやめるわけではありますが、今までどおりの利用がここで行われるということではありますが、じゃあ、なぜ高齢者ふれあいプラザを廃止をしなければならなかったのか。これは甚だ疑問であります。高齢者ふれあいプラザの中にシニア・シルバー世代サポートセンターを移転をしてもよかったのではないかと。なぜわざわざこういうことをしなきゃならなかったのか、非常に疑問であります。そこで、お伺いをするわけではありますが、今回、幸田町生涯現役館という名称変更をして、そして、これから幸田町生涯現役推進協議会、これを立ち上げられたわけではありますが、この組織についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） まず順番ですけれども、昨年の11月の協議会でふれあいプラザを廃止する計画、シニア・シルバーサポートセンターを移設するという中で、まずは廃止して全てを事務所にするという説明をした折に、議会の議員の皆さんから、これからも使えるようにできないのかと、特にヘルストロンなんかはとても利用者が喜んでいものだというお話を聞き、また、12月の廃止条例の制定の際にもそのような御意見を頂いたことで、公の施設を廃止する手続きを進めておりましたが、11月、12月の議員の皆さんの声から、また町民の声として受け止めまして、公の施設として再度設置する、これが今回の制定の条例という形になりました。つきましては、シニア・シルバー世代サポートセンターの就労事業をやることから、施設の名前を一新して広く住民の方に周知しつつ、生涯現役である生き生き、就労もボランティアも活躍する高齢者ということから、あえて施設名を変えることで条例を制定するものでございます。まず、これが経緯でございます。

御質問のこの組織についてということでございます。幸田町生涯現役推進協議会は、令和5年度からの国の生涯現役地域づくり環境整備事業に応募するため、令和5年3月1日に設立いたしました。令和5年6月8日付で生涯現役地域づくり環境整備事業は、条件付きではありますが採択を受けているのは御承知のことと思います。愛知県労働局長と、令和5年7月3日から令和8年3月31日まで委託事業が今始まっているところでございます。この協議会は、令和元年度本町にシニア・シルバー世代サポートセンターを設置する、これが幸田町の施策としてあったときに、国の当時は生涯現役促進地域連携事業というこの事業に応募することで協議会が必要になりまして、過去の3年間は幸田町シニア・シルバー世代サポート推進協議会という形で設立しておりましたが、令和5年度からの国の事業に応募するためには、計画の中身だけでなく、協議会も新たに設置する必要がある、それが条件であったため、構成員と名称を少々変えて新たな協議会として位置づけて設立の必要があったために、この名称で今現在協議会を設立している状態でございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 国の生涯現役地域推進に応募するために設立をされたということでありましたけれども、この説明はあったんでしょうかね。私は、初めて今回のこの条例制定の中で、生涯現役館の活用の中で知ったわけでありましてけれども、私が知らなかったということは聞き漏らしたのか、それとも説明があったのかなかったのか分かりませんけれども、どうだったか説明をいただきたい。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 今のように丁寧に経緯をもって説明したかどうかは、今ここでお伝えすることはできませんけれども、このシニア・シルバー世代サポートセンターにつきましては、当然事業の採択も含めて、また予算も本町でつけておりますし、活動実績等を説明しておりますので、名称が変わったことについてはお伝えしていると思っておりますけど、国の募集に伴って必要があってやったということ、あえて説明を私が今日したように時系列で説明したかにつきましては、してない場合もございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 幸田町シニア・シルバー世代サポートセンターの活動につきましては、今回、令和5年度にウェル・ビーイングが突然出てきて、しかも、産業振興課とは全く連携もしないで進められたというように私は思っております。ですので、やはり、これは幾ら国の事業の採択を受けて、それから事業に取り組むとしても、やはり、幸田町の組織の中で動いていくものでありますので、その辺のところは、こうした事業を進めるには抜きにして先走ってやっていくということは、これは連携が取れないわけがあります。そうした意味におきまして、やはり、これからきちんとその位置づけを図りながらやっていただきたいということでもあります。それで、幸田町生涯現役推進協議会、この協議会の団体の例えば構成員とか、そういうのがありましたらこれは出していただきたいわけでありまして、出していただけますかね。出していただきたいということと、賃貸契約を結ばれるということでもありますけれども、そういうもろもろの手続について説明がいただきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 幸田町生涯現役推進協議会の組織につきましては、この場で御説明ができますので、資料がいいのかどうかということにつきましては、口頭でもできますので、まずは具体的な人の名前、組織名ではないですけれども、幸田町のこの協議会の組織としましては、幸田町からとシルバー人材センター、これは法律に基づくところがあるんですけどシルバー人材センター、それから教育機関、研究機関、これは日本福祉大学とさせていただきます。あとは社会福祉協議会、労使関係団体として幸田町商工会、それから町内のシニア・シルバー世代の就業機会の確保を努めている民間企業としてデンソー幸田製作所、それから西尾信用金庫 幸田支店、それからものづくり研究センター、地域包括支援センター、現在の幸田町生涯現役推進協議会の委員は構成をしております。ちなみに幸田町としてこの組織の会長は副町長になっております。

それから、冒頭で出た連携につきましては、これまで実績の中でも報告しております

が、森については、今回の5年度からの計画の中で里山ということ新たにテーマに加えて、林業ということから里山というものを加えて、高齢者の生きがいという中でウェル・ビーイングというテーマを掲げております。ついては林業に係る、里山に係る産業振興課とは決して連携をしてないわけではなくて、これまでの事業実績でも議会のほうで報告をさせていただいておりますので、例えば、産業振興課のほうでは、たしか、森のもの、何でしたかね、ちょっとごめんなさいね、さっと資料が出てなくて申し訳ない、出ました、出ました。これまでの3年間も緑のふるさと協力隊事業であったりとか、特産筆柿産地持続化支援事業ということで、そこにシニア・シルバー世代サポートセンターは関わっていて予算を算出しておりますので、産業振興課とは連携しておりました。今後も御指摘のとおり、議会に分かるようにこの連携の状況については説明をしていきたいと思っております。

それから、最後になりますけど、生涯現役館につきましては、福祉課の施設としては、福祉課の直営施設として管理してまいります。具体的には日常の運営管理、例えば施設の施錠だとか、施設の利用に関する相談や電話対応、予約の受付事務等でございますけれども、これは事務室として利用するシニア・シルバー世代サポートセンターの任意団体である幸田町生涯現役推進協議会と公共施設業務委託契約を結び運営をするとともに、今、議員がお尋ねの賃貸借につきましては、これまでと同様に当協議会と町有財産賃貸借契約を締結する予定でおります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） そうしますと、幸田町生涯現役推進協議会は、一つの独立した組織になるという考え方でいいわけですよ。それで、そうしますと、例えば一つの独立した組織の中で言うならば、やはり、これはその協議会の中で事業が完結をするということでもありますので、この賃貸借契約を結ぶということは、その辺のところの賃貸料とかそういうものもきちんと出しながらやっていくということなのか、それとも、それは無償貸与ということでやっていくのかお尋ねしたいと思います。生涯現役館の管理運営については直営で行うということであったので結構ですが、しかしながら、今回生涯現役館という名の下に、この名称、これをウェルビーブラザということも通称をやられております。やはり、こうした後づけ後づけの施策というのは、これはやっぱりきちんと手順を踏んでやっていただきたいと。紛らわしい、そういうものでありますので、これから高齢者の方がきちんと利用できやすい、そういう施設にしていくためにもきちんと周知をしながら、今までどおりでよいよということやっていただきたいというふうに思いますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 賃貸借につきましては独立した任意団体でございますので、これまで同様、賃貸借契約のもとお支払いをいただく計画でおります。ただし、本町が補助金を出して事業運営している組織でございますので、そのお金につきましては補助金の中で支払われるというのは御承知いただければと思います。なお、これまでのシニア・シルバー世代サポートセンターの経緯につきまして、説明の順番がということにつ

きましては反省しまして今後注意させていただくとともに、一般町民の方には、今回の施設をきっかけに広く就労支援だとか活躍する支援ができるような施設に周知していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、12番、稲吉照夫君の質疑を許します。

12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） ふれあいプラザからの今の生涯現役館への経過はお聞きしましたので、理解いたしました。それで、私のほうは、利用する側に立って、いろいろお聞きしていきたいと思います。

生涯現役館の活用として、多目的スペースではセミナー等の事業がない時間はふれあいプラザのときと同様に高齢者が気楽に立ち寄り談話ができるとありますが、週どのぐらいの利用が可能なのか教えてください。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 今回提出しました条例第8条で、規則委任をしております幸田町生涯現役館の管理及び運営に関する規則も制定することとしておりますが、その規則において生涯現役館の開館時間及び休館日は、原則、開館時間午前8時半から午後5時15分まで、休館日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日、それから12月29日から1月3日までと、庁舎と同様の予定でございます。ですので、基本的には月曜日から金曜日までの週5日間が利用可能になります。なお、シニア・シルバー世代の事務所は入りますが、多目的スペースにつきましては、シニア・シルバー世代サポートセンターについても予約をして利用するという、一般町民と同等の立場で管理していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 予約が必要ですか。あと、そのところに健康づくり、生きがいくりに関する講座や講習を実施するというので、ふれあいプラザの利用者も当然参加できるかなと思うわけですが、そうしますと、そういったところの参加にも申込みとか手続が必要というふうになるわけですか、お聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 講座や講習会の参加条件といたしましては、例えばシニア・シルバー世代サポートセンターが開催するセミナーなど主催者が参加条件を設定するものと考えておりますので、主催者が当日ふらっと来られた一般町民の方の参加を認められる、そういうものであれば参加可能だというふうに考えております。予約と申しましたのは、団体で貸し切るような形の総会であったり、セミナーだったり、講習会だったり、運動、体操、そういうふうに使われる方を想定しております。ですので、町の施設の利用の制限といたしましては、一応この条例上では6条にうたっております、公の秩序や善良な風俗を乱すことのないものと、施設等を毀損するおそれのないことと、そういう内容につきましては使えないということを思っていますが、今議員がおっしゃいますのはきっと、公の施設なのでふらっと来たときに使えるのかということだと思いますけど、セミナーとかそういうものであれば、主催者が参加していただけると認めれ

ば参加できるし、やはり席が決まって御遠慮くださいという場合には、そのセミナー自体には参加はできませんが、ヘルストロンとかについては使えるという状態になると考えます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） そうしますと、毎月セミナー等の開催が予定されているということですが、そういった面では、今のふらっと行って利用できるということからしますと、そういったセミナー等の開催、しっかりとその辺のところをうたっていただいて、どういうときに利用できますよっていう、そういった面の利用の方法等の周知をやっぱりこれは徹底しておいていただかないと、行ったけど、何だ、駄目だったという形ではいかんと思うし、やっぱり、あくまでもふらっと寄れるということを考えますと、その辺の今までのふれあいプラザ利用者の方にもしっかりと理解できるようにお話を願いたいと思いますが、その辺の説明会をするとか、そういった時間を設けるかお聞きいたします。

院○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 議員が今御指摘のとおり、やはり、施設を利用される方が多くなると、ふらっと来たのに使えないということが想定されますので、どうしても事務を煩雑にしたいくはないんですけども、予約制というものも存在させることになると思います。予約につきましては、電話予約というのが現実的になるかなと思いますし、またそうなりますと、あまりやりたくはないんですけど申込書というものと予約台帳をもって、申込書の書類でもって申し込んでいただくということを準備しなければならないかなというふうに今考えているところでございます。一番の問題の今の周知方法、これも議員が御指摘のとおり課題になると思っております。あらかじめ計画的にシニア・シルバー世代サポートセンターにはなるべく事前の計画を立てていただいて、掲示したり台帳にしっかり書いておいていただくことで、電話問合せに対して、空いてる日が御説明できるようにすることが必要になるかなと思うので、これから運用につきましては気をつけていきたいと思います。ただ、説明会と言われましても、広く町民の方に使っていただくものですので、今はそのための説明会は予定しておりませんが、計画的なセミナー等は施設に掲示することが現実的なのかなと思います。町の体育施設等はシステムが導入されているので、ネット上でも確認できるようでございますが、この施設は紙の台帳方式で管理する予定でございますので、積極的に予約状況は確認できないので、電話お問合せが現実かなと思います。こういうようにやっていくということにつきましては、説明会という形ではなく、説明を随時して行ってトラブルのないように進めていきたいなというふうに、課題と考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） いずれにしても、利用者の方にそういった不便のないようにしっかりとお知らせ願いたいと思います。それが一番スムーズに利用できる形じゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、次に、ヘルストロンの利用が可能とありました。ふれあいプラザのときには、それとあとコーヒーですか、自由に飲めるそういった利用できる設備がありましたけれ

ども、それも継続しておいていただけるのかどうかお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 現在、指定管理者が指定管理料の中でリース契約をしているティーサーバーのことを議員はおっしゃっていると思います。令和6年度の福祉課の予算にそのリース料は計上しておりませんので、利用者への説明会においては御持参いただくように説明をしているところでございます。なお、セミナーや会議等の主催者が提供するものを制限する予定はございません。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） はい、分かりました。それと、今までそういった設備があることでしょうか、常時利用者をサポートしてくれる職員さんがいたと思いますが、今後はその職員さんのサポートというのは予定されてるかどうかお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 指定管理者がシニア・シルバー人材センターの会員さんを管理人として置いていた、その方のサポートというふうに御理解いたします。今後は事務室として利用するシニア・シルバー世代サポートセンターの職員スタッフが事務室におりますので、そこと先ほど申しあげましたように公共施設業務委託契約を締結する中で、管理運営委託のその内容に一般市民の利用者に対する、例えばヘルストロンの使い方であったり、会議を設営するときなどの相談、椅子や机がどこにあるかというようなそういうサポートにつきましては、今後契約締結に向けて協議していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） はい、分かりました。いずれにしましても、オープンしてからその辺のところも順次できるだけサポートをお願いしたいなと思います。

次に、今現状あるカラオケの設備ですけれども、カラオケは使えないから、福祉センターでの利用を勧められているというふうに聞いております。実質月・木の週2日が利用可能だということでは言われているようではございますけれども、実際に他の福祉センターに予約の申込みが入りますと、それも使えなくなってしまうということで、実質利用がしにくいのではないかと思いますけど、その辺の福祉センターのカラオケの利用方法についてはどういうふうに考えているかお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 老人福祉センターのカラオケの利用につきましては、毎週月曜日と木曜日の週2日間で、利用時間を午前9時から午後0時30分までと、それから午後は2時から3時までで調整いたしまして、2月の21日に現在の利用されてる方たちだと思いますけれども、実施いたしましたふれあいプラザを閉館することの説明会におきまして、利用者の皆さんから、午後2時から午後3時まで短過ぎる、今現在、老人クラブの利用は少なくなってきているので、一般のカラオケ利用者が利用できる日数を増やしてくれないか。特に、その中でも言われたのが、団体での予約、貸切りについて特に希望したいという御意見を頂いてまいりました。老人福祉センターのカラオケの利用につきまして一定程度御理解をいただけたことというふうに思っております、現

在、できればその御要望にどこまで応えられるのか、老人福祉センターと再度協議をしているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） そういうところは十分協議してほしいと思うんですけど、ここで、一つ私は思うんですけども、多目的スペースでカラオケをどの程度のボリュームでやったら利用できるのか。隣り合わせですので当然普通の話し声も事務所に漏れるかと思うんですけども、そうすると、話し声が漏れるのとそれから音楽は漏れるというのは条件が全然違うと思うんですけども、そういった意味で、実際にカラオケを使う方がどの程度のボリュームまで一度下げてみて、事務所のほうに、これなら支障はないよというところで利用していただけるのであれば、私はそういった一度実験をしてほしいなというふうに思います。そうすれば、カラオケを使う方も、これじゃあ無理だよねっていうことになれば、自然と福祉センターのほうに行くのが当然という形になるでしょうし、そういった面のことも一度は試してほしいなと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 現在、指定管理者が指定管理料の中でリース契約をしている通信カラオケ機器につきましては、令和6年度の福祉課予算にそのリース料を計上してございません。通信カラオケ機器のリース契約を検討するための調査を行う考えはございませんが、例えば、そのセミナーの中で、体操の中で音源を使う、音を出す機器を利用する場合も想定されますので、就労相談をされる他の町民の利用者の方、それからヘルストロンを利用している方などの支障にならないよう留意した運営について協議・調整はしていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） ぜひ、いろんな角度から検討願いたいと思います。

それで、このふれあいプラザの閉鎖から今日までの過程の中でちょっと私はお願い事として、やはり、こういったいろいろな施設が幸田町はたくさんあるわけで、今後もしこういった閉鎖だとか仕様の変更とか、いろいろなことが出てくると思うんですけども、こういう場合に、今までの利用者目線でもって一度考えてほしいなと。それから、やはり、変更した後もその利用が可能かどうか。今回はこういう形で元のふれあいプラザの方も利用できるような配慮をしていただいたわけですけども、今後もしこういったいろいろなケースが出てくるかと思っておりますので、利用者目線、町民目線でいま一度しっかりと考えていただいて、こういった事業をお願いしたいと思います。その辺をお願いして終わります。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 2月21日に実施しました説明会におきましても、議員が今御指摘の御要望についてというか御意見ですね、説明会をあらかじめというような御意見を頂いております。今後の施策につきましては、どのような手順ですることが適当なのかを十分注意して進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉照夫君の質疑は終わりました。

以上で、第11号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

総務部長から、発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

○総務部長（林 保克君） 先ほど第9号議案 幸田町犯罪被害者等支援条例の制定についてにおきまして、藤本議員から御質問いただいたことに関しまして、内容について誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

経済的負担の軽減におきまして、条例を制定していないが見舞金、支援金を支給している市町、これを瀬戸市と犬山市と扶桑町と申し上げましたが、このうち瀬戸市につきましては支給をしておりませんでしたので、訂正のほうをさせていただきます。申し訳ございませんでした。

もう1件は訂正ではございませんが、この犯罪被害者に係る支援につきましては、支援金につきましては令和6年4月1日以降の被害、犯罪に対して支給していくわけでございますけれども、相談対応こちらにつきましては、もし現時点でも御相談があれば、愛知県警察等への関係機関へ支援できるようつないでいく、そういう考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 次に、第12号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回の第9期の介護保険料の改定でございます。この中におきまして、今回は13段階から16段階まで3段階増やして、応能割を強めてきたというものでありますけれども、今回の値上げに当たって引上げ幅が、これの第4段階から申しますと、20.83%、それから第13段階に至りますと38.09%という大幅な引上げになるわけでありまして。そして、また基準額にいたしますと、月額が1,000円のアップ、そして月額にいたしますと、月額4,800円が5,800円で1,000円のアップとなるわけでありまして。こうしたことから、町民の皆さんから今回介護保険料が大幅に上がるよという、大変だ大変だ困ったと、これ以上上がったらもう本当に払えんよと、こういう声が大きく聞こえるわけでありまして。私は委員会の中でも言いましたけれども、介護給付準備基金これは3年間のトータルでゼロにしてもいいわけです。その説明を受けた当時では、介護保険準備基金が2,000万円の残高だということであったわけですが、3月の補正で最終的には3,000万円の基金残高になるよということでありました。これを取り崩して引上げ幅を抑えたとしたら、100円以上の引上げが実現できるというわけでありまして。そうしますと、1,000円から抑えられるわけでありまして。今回の引上げで、幸田町の介護保険料は西三河の中でも高いほうの

部類に今度は入ってしまったということになります。やはり、この大幅引上げの影響というのは大きいわけでありますが、引上げ幅を抑える考えというのはどうだったのかと。そうした考え方はなかったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 準備基金、現在は約3,000万と想定しておりますけれども、それを取り崩す考えはということだと思いますが、その考えは今現在のございませぬ。その理由といたしましては、準備基金を本当にゼロにしてしましますと、前年度の国、県の給付費などを次年度に過年度分として精算することとなっております。介護保険特別会計を6月9月とかに補正が生じた場合に、歳入歳出を調整することができなくなるからでございます。ですので、私どもも介護保険料を上げたいと思っていなかったのにこうなってしまった反省としましては、やはり、むしろ準備基金を他の自治体を見ると、ある程度蓄えておくことで上げることを抑えるということを他の自治体が行っていることを考えますと、ゼロにするよりも残しておくべきだったと今反省しているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 第8期の介護保険料算定のときに、これは介護準備基金を取り崩して、引上げ幅を抑えてきた経過があったわけでありまして、それ以前にもずっとそのようにして介護保険準備基金を取り崩して引上げ幅を抑えてきた経過があるわけですね。そうしたこともかかわらず、第8期におきましては500円のアップだったわけでありまして。今回は1,000円のアップ。基準額で言いますよ。そうしたときにおきまして、幸田町が介護保険準備基金を貯めてこなかったと、これは当たり前であります。そのようにして住民福祉を、介護保険制度を住民の皆さんに安心して利用してもらう。そのように心を砕いてきたから、そのようになったわけでありまして、しかしながら、今回はもう準備基金もなくしてしまうような状況、積み立てられない状況があったと。そういうことは、第8期における介護保険の運営がどうだったかということでありまして、その辺のところはなぜこのような事態に陥ったのか、その原因というのを教えてください。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 第8期の介護保険事業計画では、令和5年度末の基金残高見込みを4,520万円として見込んでいた計画でございました。それが、今現在3,000万という表現でございます。これにつきましては、当時説明したように、国の地域包括ケア見える化システムというシステムで高齢者の増だとか認定増とか利用実績から算定されて、その先の推計、将来推計機能が見えるものでございます。その中で500円上げる、我々はそのときにできるなら上げたくない、それまでもそんなに上げてないからというところで、最低限の500円というのが実はそういうことであって、特にこのタイミングで大きかったのは、地域包括支援センターを1カ所から3カ所にしたのもこの介護保険料に影響しております。また、先日減額補正をしましたけれども、地域密着型の認知症の生活、グループホームですね、がこの第8期にできることは分かっていたので、それらを計算しますと、500円で残高は4,500万になるというの

を分かって、それでも抑えたっていう結果でございます。だから、そのときにむしろ1,000円にしといて、今回1,000円じゃなくするようにするのも一つであるし、800円ずつとかということも調整する必要があったのかなというふうに反省しているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今まで幸田町におきましては、介護保険施設が少なかった。少ないから、あるいは、またお元気な方が多かったと、若い。そして、高齢化率が上がって、なおかつ介護保険施設も増えてきた。そのために介護保険制度の中において、やっぱり会計が大変になってきている状況が見受けられるわけでありまして。そこで、思うわけでありましてけれども、この第8期の介護実績に対して今回の第9期の計画、これを12.6%の事業費を見込んでおられるわけでありましてけれども、これが一つの過大見積もりになって1,000円の引上げという状況になったのかどうか根拠を示すべきではないかと思っておりますが、その辺について伺いをします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） この12.6%というのはとても大きな数字でございます。私どもも何度も担当者も含めて再確認をお願いしたところでございます。やはり、現実大きく影響しているのは、認知症対応型の共同生活介護、グループホームでございます。それから施設サービス、特別養護老人ホームだとか介護老人保健施設、施設サービスにつきましても、利用者は増えていないのに給付費は増えている。これは、実は介護度が上がっていて、点数が上がっているということも報告を受けております。また、地域包括支援センターの活動が活発になることで、センターへの委託料も含めて、これを3年間フルで見るとということから大きくなっております。もう一つ大きいのは、数字では見えないんですが、やはり、第8期がコロナ禍であったために利用者が実は抑えられていたもので、この状態であったのが今はコロナ明けになりまして、利用が大きくなってきたことが要因として挙げられております。これらについては、今回11月と2月の協議会で説明をしましたが、議員が御指摘のそういう詳細を説明すべきことにつきましては資料を後で出したということで、次回こういうことのないようにこの説明を協議会等のできるようにしたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 介護保険制度は、やっぱり、保険料は払っても介護が受けられない、こういうようにならないように充実させていくということは必要であります。しかしながら、要介護状態にならないように、やはり、こうしたフレイル予防、これにつきましても介護保険制度の中で十分取り組んでいかれるようお願いをして、終わりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 議員の御助言のとおり、この3地域包括支援センターを活用することについて、介護保険料の負担が上がったことは事実でございますが、今後、要介護にならないような事業について実施することで、なるべく重い要介護にならないように超高齢者社会に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第12号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第13号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第13号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第14号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 中小企業振興基本条例の制定によりやくこぎ着けるといふものがあります。その中で、この制定に当たって、令和5年度は中小企業零細業者の意見聴取を行われているわけでありまして、これについてどのようなものがあったのかを伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） こちらの条例につきましては、これまで議会の中にもいろいろと御意見等を頂いているところで、その中でも事業者の声をしっかり聞くようにといたったことも言っていたところであります。こちらは、今回の条例の制定に当たりまして、令和5年9月でございますが、幸田町中小企業振興施策に関するアンケートということをつきまして、町内の商工会の会員の方、全会員の方に、これは659の事業所になりますけれども、今、議員が言われた中小零細企業の方からそれから個人事業主の方まで含めてアンケートをさせていただきました。回答につきましては、通常の郵送に加えてウェブの回答もいよいよといった形で286件の回答を頂きました。回収率としましては43.4%でしたが、アンケートを実施しておりますので一部御紹介をさせていただきたいというふうに思います。

まず、企業の事業者の方に最近の事業の状況はどうだといった設問につきましては、当然まだ悪いですといった方もお見えになりましたけれども、どちらとも言えないという方が4割強見えました。それから併せて、今後の見通しはどうかといった設問についても、こちらについてもまだまだ悪いですよといった方もお見えになりましたけれども、どちらとも言えないという方が約6割程度お見えでありました。これを見ますと、悪いというお答えもありましたけれども、どちらとも言えないという方が多い中で、アフターコロナの中、一番厳しい状況からはやや持ち直しているのかなというこんなような考察もできるわけでありまして、そんな中、今後の事業展開はということをお聞きしましたところ、現状維持かなという方が約6割お見えになりましたけれども、そんな中、事業の拡大をしたいと言われる方が2割を超える方がお見えになりました。そこで、こういった事業拡大をしたいという方を対象に、どのような事業を拡大されるようなおつもり、イメージ、予定がありますかといった御質問については、全業種にわたっては、販路拡大といった方の回答がございました。ちなみにこの回答は複数回答がございましたのであれなんですけれども、あと、製造業の方については、設備投資をやっていきたいという方が多くございました。それから、建設業の方につきましては、雇用拡大といった項目が一番多く回答いただいたところであります。あと、飲食業を中心としまして

は、新商品の開発といったところもたくさんの御意見をいただいたところで、こういったことを今後の我々が実施すべく補助メニューの参考にしてまいりたいと、こんなふう
に考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 全国的にいいますと、企業数の99.7%が中小企業であります。その中で従業員数は66.4%を占めるわけでありまして、幸田町におきましても、全国的な傾向と似通っているかというふうに思うわけでありまして、とりわけ幸田町におきましてもは自動車関連産業のほうが大きいかと思っております。しかしながら、商工会に加入されている方たちを見ますと、やはり、中小零細業者の方が多岐な状況の中で、今、アンケートの中にありましたように、事業の拡大あるいは販路拡大、そして設備投資や雇用の拡大、新商品の開発など、こういうような状況に希望があるわけでありまして、こうした中小業者の声に応える、そのためにも施策の一層の充実をする、その計画なども取り組んでいくべきではないかと思うわけでありまして、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 今回の条例の制定に向けては、理念条例ということもありまして、中身のあるものを一緒にやるべきだということも我々も思っているわけでございます。

先ほどのアンケートの結果に戻りますけれども、最終的には、アンケートに答えた事業者の方に必要な施策ですね、支援政策はどのようなものかという設問に対しまして、人材に関する内容については、やはり人材確保に向けた支援、それから人材育成に向けた支援という御回答が多くございました。それから、経営に関する施策としてどんなものを求められますかといった設問については、やっぱり、新規事業に対する支援が一番多くございました。それから、操業環境全般に対する支援についてはどうですかといった設問については、今、議員にも言っていた設備投資に対する支援が欲しい、それから店舗改修に対する支援が欲しいと。それから、ほかには操業環境に関してIT化の支援、こういったようなお声も頂いているところであります。そんなことを受けまして、本町については来年度、令和6年度から幸田町産業活性化プロジェクト補助金ということで予定をしております。今、少し御説明させていただいたアンケートの結果を、それも参考にしながら、創業支援のメニューだとか、あと合理化拡充支援のメニューだとか、販路拡大のメニュー、こういったものをはじめとした8つほどの項目のメニューを挙げさせていただいて、次年度から取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） この条例制定が、やはり、中小業者振興のための条例制定が企業を応援すると、中小業者を応援するということが元気になるかというふうに思いますので、こうした施策を十分に知らせながら活性化を目指していただきたいということで、質問を終わりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君）　ただいま御説明させていただいたアンケートの結果からも、町に何らかの支援を求める声というものも多い状況でございます。地域の雇用や経済を支える中小企業の活力が失われないように、行政の責任においてしっかり中小企業の振興施策を積極的に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤江　徹君）　14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

　　以上で、第14号議案の質疑を打ち切ります。

　　次に、第15号議案の質疑を行います。

　　14番、丸山千代子君の質疑を許します。

　　14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君）　今年4月から、水道行政が厚生労働省から国土交通省に移管することになるわけでありましてけれども、このメリット、デメリットについてお聞きしたいと思います。

○議長（藤江　徹君）　上下水道部長。

○上下水道部長（石川正樹君）　本年4月から、水道行政は厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されます。業務の分担は、業務により1省の単独又は2省の共管がありますが、水質や衛生管理に関する業務が環境省及び国土交通省に、それ以外の業務全般、例えば経営、施設整備、災害復旧等が国土交通省となります。

　　移管下によるメリットですが、災害復旧時に国庫負担の対象となる公共土木施設に水道が追加され、水道災害復旧事業の国庫負担率が現行の2分の1から移管後は3分の2以上となり、激甚災害により生じた災害復旧事業については、さらに負担率がかさ上げされます。また、移管の目的が、国土交通省及び環境省の有する専門的な能力や知見を活用するためとされておりますので、水道事業者としましては、そうした観点で的確な支援や指導を受けられることを期待しております。

　　デメリットとしましては、業務分担が2省に分かれることにより事務が煩雑にならないか懸念され、当初は戸惑う場合も想定されます。

○議長（藤江　徹君）　14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君）　デメリットですと事務が煩雑になるのが懸念されるだけだと言われましたけれども、この水道は、水道法第1条にある清浄にして豊富低廉な水の供給や公衆衛生の向上と生活環境の改善、これを目的としているわけでありましてけれども、先ほどは水質環境問題については環境省ということでありましたけれども、国土交通省に移管されることによって、この辺が担保されるのかどうなのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（藤江　徹君）　上下水道部長。

○上下水道部長（石川正樹君）　水道法の改正は、厚生労働大臣が有する権限を、国土交通大臣、環境大臣に移すことが主となっております。清浄にして豊富低廉な水の供給を図りもって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するという水道法の目的の部分につきましては改正がありませんので、これまでどおり変更はありません。

○議長（藤江　徹君）　14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 水道の水質、衛生管理などにつきましては何らこれまでどおりと変わらないよと言われたわけでありますけれども、この国土交通省への移管の狙いというのがあるわけじゃないでしょうかと思いますけれども、この狙いはコロナ感染症対策の強化と言われておりますけれども、今後は、水道事業これは基盤整備を重視をしていくと、こういうことでありますけれども、先ほどは水道法の改正はないよと、担保されるよということだったわけですが、やはり、この基盤整備を重視をしていくということから考えますと、これが水道料金に影響もあったり、あるいは水道法の理念、目的、これが担保されるかどうかというのはこれから懸念が湧いてくるわけでありますが、その辺のところはきちんとされるのか確認の意味でお願いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川正樹君） 衛生に関わる部分につきましては、国土交通大臣、環境大臣が連携して当たることとされておりますので、そうした水道の水質、衛生管理につきましてはまた環境省の所管ということで、国土交通省に所管が移ることによってそこら辺に影響があるというふうには考えておりません。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 先ほど国土交通省に移管があった場合は、災害復旧のときの補助率が2分の1から3分の2になるからメリットだよと言われたわけでありますけれども、じゃあ、これから幸田町の場合は、老朽管の敷設とかそうした事業もこれから予定をされるわけであります。老朽化に伴う施設整備が、これから考えていかなければならない時期に来ている。そういうときに、国交省ですとこの補助率はどうなのか。逆に厚労省よりもメリットがあると、こういうことも言えるのかどうなのかお尋ねしたいと思いません。

○議長（藤江 徹君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川正樹君） 厚労省から国土交通省に移り、老朽化対策に要する補助率についての御質問ですが、こちらについてはまだそういった情報提供などを捉えておりません。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 水道事業に当たっては、水道の民営化というものも国のほうでは推し進められようとしているわけであります。そういう中におきまして、民営化が行われると、これは企業会計でありますので、やはり、独立採算制というのが求められるわけであります。そうしますと、独立採算制が求められると、これは当然水道料金に反映をしていくということにもつながりかねません。ですので、そうした点におきまして、今回の国交省に移管されるその狙いというのをあつたらお答えいただきたいと思いたすけれども、その辺のところはただ単に移管するだけなのかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川正樹君） 今回の行政の移管につきましては、厚労省の感染症対策対応能力を強化するための組織見直しということでございますので、そうした今後の水道におきます課題の対応につきましては、今後、強化が環境省及び国土交通省の2省の連

携で行われていくものというふうに理解しております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第15号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第16号議案及び第17号議案の質疑を行います。

以上2件は、通告なしであります。

以上で、第16号議案及び第17号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第22号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 通告にあります町長の施政方針につきましては、一般質問の中でお伺いをいたしましたので、町長は答弁を用意されておりますけれども、また、はい、十分分かりましたので、教育長のほうにお願いしたいというふうに思います。

まず、来年度の教育行政についての質問であります。

1つ目の質問に当たりましては、今年度、幸田町の小中学校におきましては教員の先生が足りないということで、非常に学校現場では苦慮されておりました。そういう中で、例えば制度によって育休を取ったりとか、突然校務が担任を持たざるを得なくなったりとか、あるいは本来は正規の教員で運営をしなければならないところが非常勤で対応するとか、そういういろいろな各学校によっては本当に先生が足りないということで、そういう状況があったわけでありまして、来年度につきましては先生の確保、教員の確保、これについては大丈夫かということではありますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 御心配いただき大変ありがとうございます。全国的な教員不足につきましては今年度も解消しておりませんが、子どもたちに向き合う教職員の確保は、行き届いた教育には欠かせない重要なことであると考えております。議員がおっしゃるように、幸田町で勤務する常勤の教職員は、給与が国及び県から支給されている県費負担教職員であり、それらの教職員が担任をしております。県費負担教職員の配置につきましては、県教委から示される学級規模に応じた定数に加え、特別に配置される加配数を含めて必要教職員数が決まっております。それは各学年の児童生徒数によりますので、町教育委員会では1年前から児童生徒数の見込み調査を実施し、退職や異動の教職員数を考慮しながら、県教委に対して新規採用教員の数を要望し、教職員の任用を進めております。ところが、おっしゃられましたように、女性の産育休あるいは育短取得者の補充者や、近年増加している男性育休、育短取得教職員の補充者等の確保については、県費とはいえ各市町村教委が行っているというのが現状で、県の教員人材バンクで講師を探したり、町ホームページで講師を募集したりするなど、あらゆる手段で補充者の確保に努力しているところでございます。

令和6年度幸田町においては、学級増や専科加配等の増員がありましたが、それに対する教職員の配置はできております。しかし、一方で、現在、児童生徒が1名転出入することによって学級数が変わる学校があり、特に2校につきましては現在に至っても転出入の動きがあって、いわゆる学級数が定まらない状況で、常勤の臨時的任用講師の配

置が流動的な状況でございます。学級の定数が確定をするのが、これが入学式、いわゆる中学校でいくと4月5日、小学校が4月4日だと思いますが来年度は、その日に児童生徒数が確定をするという状況でありますので、それに向けて今現在も情報を確認をしているところでございます。それから、おっしゃられるように年度当初にこれで各学校の教職員の配置を一旦整えたとしても、年度途中からの産育休取得者、取得教員の補充者の確保は講師となる方が既に4月からもう働いているという方が実際にはほとんどで、無職でやることないよという方は教職員の中にもほとんどお見えになりませんので、これについては本当に難しいというのが実際でございます。先ほどのように、県の人材バンク、あるいは以前講師をやっていた方に連絡などして探していくということに今後もなると思います。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 来年度から、小学校6年生が35人学級が実施されるわけであり、その手当というのでもきちんと対応されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 先ほど申しあげましたように、小学校35人学級については、それが加配という形になっていきますので、国でいけば定数の中に入りますし、県でいけば加配という形になりますが、それについては既に準備をさせていただいております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 教員の確保はなかなか難しいということでありまして、本来で言うならば、文部科学省のほうで定数の増員計画に基づいてやっていくべきだと思うわけでありまして、なかなか教員増が図れないということで、市町村におきましてはなかなか先生の確保ができないというのが現状だということはおよく分かるわけでありまして、しかしながら、そうした先生が見つからないでは子どもたちの教育ができないわけでありまして、十分その辺のところは教育長としても力を出していただきたいと思っております。

それから、不登校対策についてであります。今現在、幸田町におきましては不登校が本当に増えてきておまして、それが低学年年齢化してきている状況であります。来年度におきましては、幸田町の幸田中学校におきましては不登校の対策で1つ増やされるわけでありまして、中学校におきましてはこれが完了するわけでありまして、小学校におきましては実際に保健室登校が増えてきて、それが本来は具合の悪い子が保健室を使うときの支障になってきている。そのために各学校では1つ教室を確保して、それに校長先生や教務の先生が当たっていると、こういう状況をお聞きしております。そうした不登校対策について、教育長はどのように対応していくおつもりなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 先ほどのまず教員の配置についてのことでありますが、現在、国、県で小学校の35人学級のほうが進んでいます。今後、今度は中学校も35人学級が実現するよう、さらには小学校におきましては中学校におきましては、担任ができる国や

県の定数の増というのを他市町村の教育長と連携をしていながら、国、県に対して強く要望していくつもりであります。

それから、今度は2つ目の不登校対策についてであります。これにつきましても、一人一人の子どもたちが将来社会を担う大切な存在であり、豊かな人間形成を図り、自立するよう支援することが大切であると考えております。本町では、年2回いじめ不登校対策協議会を町として開き、町内全小中学校の不登校の状況把握をしております。また、医師や児童相談所、民生児童委員など各方面の委員の皆様から助言・指導をいただき、よりよい対応をしているようにしております。不登校対策として、先ほどおっしゃられましたように、中学校につきましては、南部中学校、北部中学校に引き続き幸田中学校にも、来年度、教育支援センターiルーム、それから心の支援員を配置をしていきたいということを考えております。小学校の不登校対策につきましては、本年度から町費での非常勤養護教諭の配置拡充を図り、複数配置されている幸田小学校以外の小学校につきましては、先ほどおっしゃられましたように、保健室にやっぱり子どもたちが不登校の前兆として訪問するということがありますので、不登校傾向の児童生徒に対応できるようにする体制づくりをまず図っていきました。来年度もこれについては継続をしていきたいというふうに考えております。

それから、各小中学校には県のスクールカウンセラーが全校に配置をされております。中学校につきましては、これもやっぱり数が多くなっていくということで、ほぼ毎週の配置になっておりますが、小学校につきましては県のスクールカウンセラーは月に1回程度ということになってしまいますので、これについても本年度から議会のほうにお諮りをし、町独自のスクールカウンセラーを配置し、それぞれの小学校で相談活動ができるようにしております。現在、少しずつ相談回数が増えているというふうに聞いております。

それから、最近の傾向として、小学生を持つ保護者、あるいは学校から教室で落ち着かず声を出してしまう、あるいは座っていることができないという相談もございます。これは、何らかの障害を持つ子が、例えばそれを理解されずに2次障害として不登校に陥ってしまうというような、そういうケースもあるということから、昨年度から配置しました町の特別支援教育アドバイザーが保護者や学校の相談に乗るといって、その回数も今年度は非常に増えております。今年度につきましては、特別支援教育アドバイザーは教職員対象の研修を実施し、また、保育園からの就学相談にも乗るようにしてまいりました。したがって、そうした様々な手だてを講じて、小学校につきましても不登校対策に力を入れている、今後も入れていきたいということは考えております。併せて、町の教育相談室ピッコロにつきましても、令和4年度に相談員を1人増員し、適応指導教室の部屋を拡充させていただきました。これにつきましても小中学生ともに利用者が増えており、令和6年度につきましては、新たに適応指導教室の相談員を1名増員させていただきたいということを考えております。以上が、どちらかといえば対症的な不登校対策ではありますが、来年度から開発的、予防的などというふうに言葉でいいますか、不登校対策として町内全小中学校をコミュニティスクールに指定し、家庭や地域と共に歩む学校づくりを進めてまいります。地域学校協働活動として、保護者や地域住民の方々に

学校支援ボランティアとして入っていただき、子どもたちにとって楽しい学校、行きたい学校づくりを目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第22号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第23号議案から第28号議案までの質疑を行います。

以上6件は、通告なしであります。

以上で、第23号議案から第28号議案までの質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ただいま、一括議題となっております第3号議案から第17号議案までの15件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を、3月25日までに取りまとめて、3月26日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりですから、よろしく願います。



日程第3

○議長（藤江 徹君） 日程第3、予算特別委員会の設置について、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第22号議案から第28号議案までの令和6年度当初予算の7件は、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため、議長を除く15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、第22号議案から第28号議案までの令和6年度当初予算の7件は、議長を除く15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

ただいま設置された予算特別委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長の互選をお願いいたします。

委員長の互選は、3月12日、火曜日、午前9時から、議場において願います。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員であります12番、稲吉照夫君に願います。

予算特別委員会委員長は、先ほど付託しました議案の審査結果を、3月25日までに取りまとめ、3月26日の本会議で報告願います。

ここで、日程変更についてお諮りいたします。

お手元に配付の会期日程では、3月8日、金曜日は本会議となっておりますが、質疑は本日全て終了しました。したがって、3月8日の本会議は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、3月8日の本会議は、休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次回は、3月26日、火曜日、午前9時から会議を再開いたしますので、よろしくお願いたします。

長時間、御苦勞さまでございました。

本日は、これで散会とします。

散会 午前11時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和6年3月7日

議 長

議 員

議 員